

4. 修正率について

(1) 上空と地下の修正率について

論 点

現行の修正率(上空2／3、地下1／3)を見直す必要があるか。

検討案

- ・道路交通への影響、電線類地中化推進等の政策的観点を基本としつつ、公共用地の取得に伴う損失補償基準等を参考に検討。
- ・道路交通への影響にかんがみ、減額幅は上空より地下を大きくする。

(2) 高架下等の修正率について

論 点

高架下等における占用階数の制限による修正率は必要か。

検討案

- ・対価説の観点から、高架下等の占用階数の制限による修正率を見直す必要。
- ・高架下等の占用の大多数が平面であること及び「賃料査定方式」に基づく使用料率が平置きの月極駐車場使用を想定した率であることから、現行の階数による区分を用いる必要性に乏しい。

5. 所在地及び占用物件区分について

(1) 現行の所在地区分について

論 点

地価水準等を基に現行の区分を細分化すべきか。

検討案

- ・区分の明確性、制度の安定性を確保する必要がある。
- ・仮に地価水準により区分した場合、各区分とも対象市区町村を限定列挙することとなり、さらに、地価変動により各区分の対象市区町村が頻繁に変動することから、制度として不安定。
- ・地価水準に対応した頻繁な政令改正は困難。

(2) 甲地の定義について

論 点

甲地の対象市区町村は、限定列挙方式であることから、市町村合併等により甲地の人口規模に該することとなる場合に政令改正が必要となるが、限定列挙方式を維持すべきか。

検討案

- ・現行の「人口50万人以上の市」としていることについては、政令指定都市の考え方。
- ・人口の自然増減や市町村合併による人口増加に対し、その都度、政令改正により個別に対応することは困難であり、また、町村が市になった場合との制度上の整合を図る観点から、限定列挙方式を見直す。
- ・「都の特別区の存する区域及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域」と定義。
- ・市町村合併による面積増にによって人口50万人以上となつた市を除けるメリット。
- ・新たに政令指定都市となつた場合における激変緩和措置を設ける。

(3) 地下埋設管の口径区分の細分化について

論 点

地下埋設管の口径区分について、現行の6区分を細分化する必要があるか。

検討案

基本的には、指定区間内の国道の占用実態から判断すべきものであるが、条例で定める占用料への影響についても考慮した上で、細分化を検討。

6. 売上収入額を勘案した占用料について

適用対象の拡大について

論 点

高架下の駐車場など、占用による収益が明らかなものについて、売上収入額を勘案した占用料の算定方式を導入すべきか。

検討案

- ・ 対象施設による収益が明らかなものであることや、類似の土地賃貸及びそこでの売上を容易に調査できる必要。
- ・ 具体的には、高架下の駐車場や店舗についての導入を検討。